

財務省法令適用事前確認手続規則を次のように定める。

平成16年6月25日

平成19年9月3日一部改正

財務大臣 額賀 福志郎

財務省法令適用事前確認手続規則

(目的)

第1条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日一部改正、平成19年6月22日一部改正)に基づき、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が財務省所管法令の特定の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ当該法令を担当する課又は室の長あてに確認し、当該課又は室の長が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めることを目的とする。

(対象とする法令の条項)

第2条 財務省における法令適用事前確認手続(以下「本手続」という。)の対象となる法令の条項は、財務省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものを除く。

- (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- (3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又は権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2 本手続の対象となる法令の条項及び各法令の条項を担当する課又は室については、一覧表を作成し、財務省ホームページにおいて公表するものとする。なお、当該一覧表は、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

(照会)

- 第3条 本手続に基づく照会を行うことができる者は、民間企業等(会員たる個別企業を代表して照会を行う民間における団体を含む。以下「照会者」という。)又はその代理人とする。
- 2 照会者又はその代理人から照会を受け付ける窓口(以下「照会窓口」という。)は、照会に係る法令の条項を担当する課又は室(以下「担当課室」という。)とする。
- 3 照会は、別紙様式1により作成した書面(電磁的方法によるものを含む。以下「照会書」という。)を照会窓口に提出して行うものとする。
- 4 照会書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 将来、照会者(会員たる個別企業等を代表して照会を行う民間における団体の場合にあっては、当該個別企業等)自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - (2) 前条第2項に規定する一覧表に掲げる各法令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項
 - (3) 前号の確認したい法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠
 - (4) 照会及び回答内容が公表されることに同意する旨
 - (5) 照会者が、第5条第2項第1号に規定する公表の延期を希望する場合は、その理由及び希望する具体的な公表可能時期
- 5 照会書の名あて人は、担当課室の長とする。
- 6 照会書の提出を受けた課又は室の長は、照会の内容が当該課又は室の担当する法令の条項に関するものでなかった場合において、財務省内に担当課室があるときは速やかに当該照会書を担当課室の長に移送するものとし、財務省内に担当課室がないときはその旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 7 前項の規定により照会書の移送を受けた担当課室の長は、遅滞なく、照会書の移送を受けた旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 8 担当課室の長は、照会書に形式上の不備があると認めるとき又は第4項第5号に規定する公表の延期を求める理由又は公表可能時期が合理的でないときは、照会者又はその代理人に対し、その補正を求めることができる。
- 9 担当課室の長は、次条の規定に基づき回答を行うまでの間に照会者又はその代理人から別紙様式2により作成した書面(電磁的方法によるものを含む。以下「取下書」という。)の提出により照会の取下げの申出があった場合は、同条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答は行わないものとする。この場合において、第5条の規定は適用しない。

(回答)

- 第4条 担当課室の長は、照会者又はその代理人からの照会書が照会窓口 に到達してから30日以内に、照会者又はその代理人に対する回答を行うものとする。ただし、前条第8項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、担当課室の長は、慎重な判断を要する場合、担当課室の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を合理的な範囲内(原則として30日以内とする。)で延長すること

ができる。この場合において、担当課室の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、延長の理由及び回答時期の見通しを、別紙様式 3 により作成した書面（電磁的方法によるものを含む。）により通知しなければならない。

- 3 担当課室の長は、第 6 項に定める場合を除き、別紙様式 4 により作成した書面（電磁的方法によるものを含む。）により回答を行うものとする。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。
- 4 照会に係る法令の条項が共管法令のものである場合は、財務省が所管する範囲内で回答するものとする。
- 5 回答に当たっては、照会に係る行為が法令の適用対象となるかどうかに関する具体的な見解及びその根拠を明示するほか、「本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関連法令が変更される場合などには、本回答と異なる場合がある。また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない」旨を明示するものとする。
- 6 担当課室の長は、照会が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、回答を行わないことができる。この場合において、担当課室の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を、別紙様式 5 により作成した書面（電磁的方法によるものを含む。）により通知しなければならない。
 - (1) 照会書に形式上の不備があると認められ、かつ補正されない場合
 - (2) 前条第 4 項第 5 号に規定する延期を求める理由又は公表可能時期が合理的でなく、かつ補正されない場合
 - (3) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
 - (4) 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている場合
 - (5) 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている場合その他回答を容易に入手できる場合
 - (6) 既に財務省ホームページにおいて回答が公表されている照会と同種かつ類似の照会である場合
 - (7) 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会である場合

（照会及び回答内容の公表）

第 5 条 照会及び回答内容は、財務省ホームページにおいて、これをそのまま公表するものとする。また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示情報に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 照会及び回答内容の公表は、回答を行ってから30日以内に行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、30日を超えてから公表することができる。

(1) 照会者又はその代理人が公表の延期を希望し、照会書に公表の延期を希望する理由及び公表可能時期を付記している場合であって、その理由及び公表可能時期が合理的であると認められる場合。ただし、この場合であっても、公表を延期する合理的な理由がなくなったときは、照会者又はその代理人に対して公表を行う旨を通知した上で、公表することができる。

(2) 公益上その他の理由により公表を延期する必要がある場合

(手続の細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、財務省の法令適用事前確認手続に必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成19年9月3日から施行する。

平成 年 月 日

担当課室の長 殿

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

（代理人による照会の場合、上記に加え次の事項を付記）

代理人名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

財務省法令適用事前確認手続規則（平成19年財務省訓令第20号）第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

- 1 法令の名称及び条項
- 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
- 3 照会法令（条項）の適用に関する照会者の見解及びその根拠
- 4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
 - (1) 理由
 - (2) 公表可能時期
- 5 連絡先
 - (1) 郵便番号
 - (2) 住所（法人にあつては担当者が所属する事務所等の所在地）
 - (3) 照会者名又は代理人名（法人にあつては担当者名）
 - (4) 電話番号・FAX 番号
 - (5) 電子メールアドレス

別紙様式 2

財務省法令適用事前確認手続 取下書

平成 年 月 日

担当課室の長 殿

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）
住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

（代理人による照会の場合、上記に加え次の事項を付記）
代理人名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）
住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

財務省法令適用事前確認手続規則（平成19年財務省訓令第20号）第3条第9項の規定に基づき、下記の照会を取り下げます。

記

1 照会年月日

平成 年 月 日

2 照会内容等

法令の名称及び条項

将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会法令（条項）の適用に関する照会者の見解及びその根拠

3 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所（法人にあつては担当者が所属する事務所等の所在地）

(3) 照会者名又は代理人名（法人にあつては担当者名）

(4) 電話番号・FAX 番号

(5) 電子メールアドレス

別紙様式 3

財務省法令適用事前確認手続 回答期間延長通知書

平成 年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）
代理人名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）殿

担当課室の長

平成 年 月 日付で照会のあつた件について、下記のとおり、財務省法令適用事前確認手続規則（平成 19 年財務省訓令第 20 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、回答までの期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 本来の回答期限

平成 年 月 日

2 延長期間

日（延長後の回答期限：平成 年 月 日）

3 延長の理由

別紙様式 4

財務省法令適用事前確認手続 回答書

平成 年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

代理人名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）殿

担当課室の長

平成 年 月 日付で照会のあつた件について、財務省法令適用事前確認手続規則（平成19年財務省訓令第20号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関連法令が変更される場合などには、本回答と異なる場合があります。また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあつた具体的事実については、照会法令の

適用対象となる / 適用対象とならない

2 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及びその根拠

別紙様式 5

財務省法令適用事前確認手続 通知書

平成 年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）
代理人名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）殿

担当課室の長

財務省法令適用事前確認手続規則（平成19年財務省訓令第20号）第4条第6項の規定に基づき、貴殿からの照会については下記のとおり回答ができないため、通知します。

記

以下の を付した理由により、回答することができません。

- 1 照会書に形式上の不備があると認められ、かつ補正されていない。
- 2 照会及び回答内容の公表の延期を求める理由又は公表可能時期が合理的でなく、かつ補正されていない。
- 3 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している。
- 4 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている。
- 5 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされており、回答を容易に入手できる。
- 6 既に財務省ホームページにおいて回答が公表されている照会と同種かつ類似の照会である。
- 7 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会である。

（参考情報）